

平成 27 年 3 月 2 日

こんにちは連絡係の稲垣です。とうとう3月の年度末スタート。高校では卒業式も多い日ですよね。

ここで一句。「涙でる 別れじゃなくて 花粉症」

さて、地域の情報をいただきました。ご確認の程お願いします。
よろしくご査収下さい。

お世話になっております。各務原市高齢福祉課 寺田です。
認定有効期間の半数を超えて短期入所を利用する際の申請を平成27年4月1日から運用変更いたしますので、その旨を居宅介護支援事業部会を通じて周知していただきたく御連絡さしあげました。
変更の目的は、「提出書類の簡略化」と「認定有効期間半数を超える短期入所利用必要性の明確化」であり、次のように変更いたします。

〈現行〉

- ・認定有効期間の半数を超える短期入所利用申請書（旧様式）
- ・居宅サービス計画書6表、7表 ※認定有効期間全てを実績と予定で提出

〈変更後〉

- ・認定有効期間の半数を超える短期入所利用申請書（新様式）
- ・居宅サービス計画書1表、2表、4表（ショートステイの必要性について議論したもの）

以上よろしく申し上げます。

各務原市健康福祉部
高齢福祉課 寺田崇志
Mail terada-takashi@city.kakamigaha.lg.jp

Tel 058-383-1778

Fax 058-383-6365

~~~~~